

確定拠出年金規程

株式会社 テクニケーション

令和6年9月1日 制定

受付

令和6年9月30日

新宿労働基準監督署

第1条（目的）

この規程は、社員の高齢期における所得の確保及び定年後の安定した生活を支援する目的で実施する企業型確定拠出年金（以下「確定拠出年金」という）に関する事項を定めたものである。

第2条（年金規約）

この規程に定めのない確定拠出年金に関する事項については、別に定める「りそなDCプライムプラン企業型年金規約（以下「年金規約」という）」によるものとする。

第3条（適用範囲）

この規程は正社員（兼務役員及び執行役員を含む）、準正社員に適用する。
契約社員、嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトなど臨時従業員には適用しない。

第4条（加入時期）

前条によりこの規程の適用を受ける者（以下、「加入者」という）は、原則として入社日に確定拠出年金へ加入するものとする。

第5条（ライフプラン支援金）

ライフプラン支援金は、月額49,000円とする。

- 2 加入者は自らの選択によりライフプラン支援金の全部または一部を確定拠出年金へ拠出できるものとする。
- 3 不就労時間等がある場合のライフプラン支援金の額は、給与の減額計算に準じた取扱いとする。

第6条（事業主掛金）

確定拠出年金の事業主掛金の算定に用いる基準給与は次の各号に定める額を合算した額とする。

① 基本掛金

5,000円

② 選択掛金

前条に定めるライフプラン支援金の範囲内において加入者が1,000円単位で任意に選択できる金額

③ 年金規約に定める資産管理業務委託費（消費税を含む、以下同じ）

- 2 前項第2号において、ランクがトレーニーの加入者は選択掛金の選択はできないものとする。
- 3 確定拠出年金の事業主掛金月額は、前項に定める基準給与に定率100%を乗じた額とし、加入者の資格取得日の属する月から加入者の資格喪失日の属する月の前月まで、毎月翌月25日（金融機関の休業日にあたるときはその前営業日）に拠出するものとする。
- 4 第1項にかかわらず、次の各号により無給となる月の事業主掛金の算定に用いる基準給与は、当該各号のとおりとする。

① 休職（会社都合による期間を除く）

資産管理業務委託費

② 育児・出生時育児及び介護休業期間

資産管理業務委託費

受付

令和6年9月30日

新宿労働基準監督署

③ 前2号以外の期間

基本掛金＋資産管理業務委託費

- 5 加入者の選択掛金の拠出開始及び額の変更は原則として3月（4月拠出）分より行えるものとし、当該月の前月末日までに会社へ申し出るものとする。

第7条（ライフプラン給）

第5条に定めるライフプラン支援金と第6条に定める選択掛金との差額は、ライフプラン給として毎月の給与支払日に支給する。

第8条（給付）

確定拠出年金の給付は、年金規約等の定めにより支給されるものとする。

第9条（法令との関係）

この規程ならびに年金規約に定めのない事項については、労働基準法、確定拠出年金法、その他関係法令の定めるところによる。

- 2 前項の他、この規程ならびに年金規約の取扱いに疑義がある場合は、その都度会社が取扱いを決定する。

第10条（改廃）

この規程は、社会経済情勢または会社経営環境の変化、もしくは会社人事制度、社会保障制度または関係法令の改定等の事情に応じて改廃することがある。

（附則）

第1条（施行日）

この規程は令和6年9月1日から施行する。

第2条（経過措置）

この規程の施行日において、その前日より引き続き在籍する者で本則第3条に該当する者は、この規程の施行日に確定拠出年金の加入者とする。

- 2 前項において、加入者となった者の選択掛金の拠出開始はこの規程の施行日より行えるものとする。

受 付

令和 6 年 9 月 30 日

新宿労働基準監督署